

広島県告示第四百九十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

令和七年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

西城川漁業協同組合

2 住所

庄原市川手町五四番地の一

二 免許番号

内水共第三十八号、第三十九号

三 変更の内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和八年四月一日

改正後	改正前
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。 ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童、中学校の生徒のときは無料、<u>女性若しくは障害者手帳を提示された方は</u>、次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。</p> <p>(1) (略) (2) (略) 2～4 (略)</p> <p><u>附則</u> この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。 ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童、中学校の生徒のときは無料、<u>肢体不自由者(身体障害者)</u>のときは、次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。</p> <p>(1) (略) (2) (略) 2～4 (略)</p>